

熊本県告示第79号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により指定居宅サービス事業所の廃止の届出があった。

平成16年1月30日

熊本県知事 潮谷 義子

【福祉用具貸与】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	廃止年月日
株式会社建産熊本 熊本市長嶺南二丁目5-3	株式会社 建産熊本	平成16年1月14日

熊本県告示第80号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成16年1月30日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成16年1月30日

熊本県知事 潮谷 義子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 国道	219号	人吉市上薩摩瀬町字桜木 同所 同字	前	15.8 ～ 16.2	141.0	右折 レーン 設置
			後	16.1 ～ 18.3		

2 区域変更する期日 平成16年1月30日

熊本県告示第81号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成16年1月30日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成16年1月30日

熊本県知事 潮谷 義子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	小池竜田線	熊本市桜木四丁目 同所 200番15地先から 200番20地先まで	95.0	緊道整

2 供用開始する期日 平成16年1月30日

熊本県告示第82号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成16年1月30日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成16年1月30日

熊本県知事 潮谷 義子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等